6　その他
その他規定の整備をする。
7　施行期日等
⑴　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）
⑵　この法律の経過措置について定める。（附則第二条関係）
⑶　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（法律第四十二号）（総務省）
第１　郵便法の一部改正
1　定形郵便物の料金の上限の額に係る規制の見直し
⑴　定形郵便物の料金の上限の額について、総務省令で定める制度を、日本郵便株式会社がそれを定め、総務大臣の認可を受ける制度に改める。（第六十七条第二項及び第三項関係）
⑵　総務大臣は、⑴の認可の申請に係る定形郵便物の料金の上限の額が郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、認可をしてはならないこととする。（第六十七条第四項関係）
⑶　総務大臣は、⑴の認可を受けた定形郵便物の料金の上限の額について、変更すべきことを命ずることができることとする。（第七十一条関係）
⑷　総務大臣は、⑴の認可をしようとするときは、審議会等に諮問しなければならないこととする。（第七十三条関係）
2　郵便に関する料金に求められる一般的要件の緩和
郵便に関する料金に求められる一般的要件について、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む料金の水準を上回らないものであって、日本郵便株式会社の経営の状況に照らして適切なものであることとする。（第三条関係）
3　その他
その他所要の改正を行う。
第２　民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正
1　定形信書便物の料金の上限の額に係る規制の見直し
定形信書便物の料金の上限の額に係る規制について、第１の１と同様の見直しを行う。（第十六条第二項～第四項、第二十七条及び第三十八条関係）
2　その他
その他所要の改正を行う。
第３　附則
1　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）
2　所要の経過措置等を定める。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四十三号）（環境省）
第１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
1　使用済金属・プラスチック物品に係る措置に関する規定の整備
⑴　目的規定
法の目的に、要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品を追加する。（第一条関係）
⑵　定義規定
イ　使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るものを「使用済金属・プラスチック物品」とする。（第二条第七項関係）
ロ　使用済金属・プラスチック物品であって、適正でない保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な保管と生活環境の保全上同等の保管を要するものを「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」とする。（第二条第八項関係）
ハ　使用済金属・プラスチック物品であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものを「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とする。（第二条第九項関係）
⑶　要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管に係る許可制
イ　有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。（改正前第十七条の二関係）
ロ　要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、政令で定める基準の遵守等を義務付けるものとする。（第二十四条の七、第二十四条の八、第二十四条の十五、第二十四条の十六関係）
ハ　ロの許可を受けた事業者に対する事業停止命令、許可の取消し等の規定を整備する。（第二十四条の九、第二十四条の十、第二十四条の十七関係）
ニ　一般廃棄物処分業者等は、ロの許可を受けないで、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管を業として行うことができるものとする。（第二十四条の十二、第二十四条の十九関係）
⑷　特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出確認規定
イ　国内において収集された要適正保管使用済金属・プラスチック物品であって特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等に該当するものを「特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品」とし、その保管はなるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第二十四条の十三関係）
ロ　国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であって、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等に該当するものを「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とし、その再生及び当該再生のために行う保管はなるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第二十四条の二十関係）
ハ　特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならないものとする。（第二十四条の十四、第二十四条の二十一関係）
⑸　報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
⑶ロの許可を受けた事業者等、⑷ハの輸出しようとする者等に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の規定を整備する。（第二十四条の二十二～第二十四条の二十六関係）
⑹　その他規定の整備
2　非常災害廃棄物の処理に係る措置に関する規定の整備
⑴　都道府県及び市町村は、非常災害廃棄物適正処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。（第五条の六の二、第六条の四関係）